



市民からみた法律相談

樫村, 志郎

(Citation)

大阪弁護士会会報, 202:43-46

(Issue Date)

1995-12

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006543>



市民からみた 法律相談

神戸大学
教授

榎村志郎

一、専門知識性と日常性
ずいぶん前にある研究会で、アンケート調査

などを読みもしないで捨ててしまうのはどんな被調査者が話題になった。そこで、もう相当お年を召したある先輩の法社会学者がこんなことをいわれた。あるときその人自身に、意識調査のアンケートが送られてきた。封を切ってみると、非常に重要なテーマについての調査であることはわかったが、細かい字でたくさん質問が並んでいる。質問項目も通り一遍で訴えるものがない。その人は結局捨ててしまったという。

「社会学者であれば方法への信仰があり、アンケートやインタビューなどの方法で、ある種の真実を追求できると考えている。しかし、この先輩が示唆しようとしたことは、私なりに推測するなら、「社会学的調査法の有効性を信仰し

ているのは社会学者としてのその人であり、日常生活者としてのその人ではない」ということではないだろうか。興味深いのは、その人が専門的な見方を身に付けていても、アンケートに答えるという日常的行為に関する限りでは、日常生活者としての判断が優先したということである。

だが、もともと、それぞれの専門性や専門的知識というものは、それぞれ一定の社会的必要に対応して行使されてきたものであり、その意味では、専門性と日常性とは無関係であるはずはない。その一方で、多くの場合、専門性がそのままに日常生活者の世界にもちこまれると、すれちがいや混乱をもたらすのも事実である。「専門馬鹿」などという言葉があることを

思えば、それが常態かもしれない。専門性は日常性とのような関係にあるのだろうか、またその関係はどうあるべきなのだろうか。

私は、いくつかの相談センターの相談場面に同席しそのやりとりを観察させてもらうなどの方法で、法律相談の社会学的研究を続けてきたが、研究関心の一つには、このような専門性と日常性の間のずれ、あるいはその間の潜在的対立という問題がある。本稿では、とりわけ、法律相談過程の2つの構成要素である「問題定義」と「助言提供」（これらの点について、一般的には、拙稿「法律相談制度の可能性」『自由と正義』45巻2号5頁を参照されたい）とに即して、相談者（来談者）である市民の、法の素人としてのものの見方の基本的特徴をスケッチし、その一般的構造をとりだしてみることになしたい。

二、問題定義をめぐる争い

— 問題対処の試行性 —

法律相談に訪れる市民はさまざまな問題を抱えてくる。個々の市民のいわゆる権利意識の程度はさまざまであり、問題を法律的に把握する能力も一様ではないから、市民それぞれが自らの問題に対して実際にとっている理解、いわば「問題定義」も一様ではない。弁護士の中から法律問題であるような問題も、素人の目からはそうでないかもしれない。法律相談は素人が専門家に問題をはじめて持ち込むことを原則としているから、問題の「定義」の仕方をめぐ

て、行違いや隠れた対立が見いだされることがしばしばある。その際に、専門知識性と日常性の対比がはつきりと浮かび上がることもある。ある相談ではつぎのような場面がみられた。

相談者（中年男性）は、未成年の娘が妻である男に誘い出されるので違法だと思うから、法律や警察で止めてもらいたいと希望している。弁護士がよく聞くと、娘が強制的に連れ出されているとはいえないことが分かった。相談者は、未成年者をいかがわしいホテルに連れ込むことは法律的に問題があるということを確認したいそぶりだが、弁護士はそれについてははつきり述べず、問題の解決の鍵は、法律ではなく、親や娘自身の態度にあるという点に力をいれていた。この助言は、相談者にとって不満なもののように見えた。弁護士が「悪い男もいるな」などと迎合すると、「（相手の男の）弟も離婚経験者だ」などと言いつのる風である。

相談者と弁護士の間に、「何が問題の本質か」をめぐる、このような定義の齟齬が見いだされるとき、相談担当の弁護士の多くは、相談者の「誤り」を訂正することによって、この潜在的対立を解消しようとするようになる。観察によると、上の例でも示されるように、このやり方がうまくいく可能性はあまり高くないように思われる。他方、やはり上の例が示しているように、相談者が、弁護士の問題定義を明確に拒絶

するということもない（これは弁護士の専門的権威などによる）。

こうして、理想的には、法律相談の結果として問題に明確な解決（少なくともその方向性）がもたらされることが期待されるにもかかわらず、現実には、専門家と素人の両者の問題の定義の仕方があいまいに対立したまま相談が終わることが、むしろ一般的である。

このような一般的傾向を変えていくためには、一方で、主観的な規範的判断にとらわれがちな市民に対する法律の啓蒙を行なう必要があることはもちろんだが、他方で、市民自身の視点からの見方を、たとえばつぎのような形で、もう少し深く考えてみることも有益ではないだろうか。

もともと、市民自身が自ら問題を規範的に判断していくことは、必ずしも、不合理なこととはいえない。とりわけ、法律相談制度は弁護士への事件の依頼に先立つ制度としてとらえられるから、その段階では、事件やめぐりこへの対処は、市民自身によって（あるいは、友人、親戚などの近接する援助者とともに）行なわれなければならないと、一般的にはいえそうである。市民自身による問題の定義は、このような自主的対処の一環として行なわれるものであると考えられる。

一般的にいつて、自主的対処が試みられる場合、その際に採用される諸手段の間には、問題の性質にもよるが、社会学的にいつて、ある一定の優先順位があるのが普通である。たとえば、

第三者の助力を探索する前に、近親者の助力を活用するなどである。一般には、社会的に距離のある援助者（弁護士や裁判所など）よりも近接する援助者（家族や友人など）が、また、その利用に高い心理的、経済的などのコストがかかる手段（弁護士依頼など）よりも、そのコストが低い手段（法律相談など）が、優先的に試みられるといえる。そのほか、対処手段の選択が、タブーや階層などの社会的規範によって規律されている部分もかなりある。

これらの点を考えると、たとえば、先の例の相談者の場合、父親として娘の行動を規制しようという家族内部的な対処はすでに試みずみであり、その試みが決定的に失敗してしまった結果として、法律相談という外部的手段が選ばれたにいたったのではないかとこの推測が充分に推測できるかもしれない。もしこの推測が正しいとすれば、相談者の観点からいって、弁護士の与えた助言の方向（親と娘の間の問題という定義から引き出される方向性）は、いかに外部者の観点からは説得的であつても、本人にとつては、いわば「後ろ向き」に見えるのが自然である。したがって、相談者の観点からは、助言を拒絶することがむしろ自然なことになってくるのである。

法律相談の観察によると、典型的な相談者は、その人自身の問題について、まさにいまさまたまな対処を試行している途上にあることが多いように思われる。一方で、相談者は問題に対処する主体が自分であるという認識を抱いてお

り、他方で、相談者自身が納得できるような決定的な問題対処の方法をまだ見いだしていない。

相談者はこの二つの事情のもとで、助言をもとめっていると推測できる。助言はこのような「自主的対処が試行されている状況」ともいうべきものの中で、その有益性を評価されるのである。そうすると、相談者の観点からいって、より有益な助言とは、相談者の自主的対処の試行という必要にうまく調和する助言なのだということになるかもしれない。

実は、「相談」という言葉のもつ意味合いも、このことを一定程度裏づけているように私には思われる。「相談」という語は、専門的助言（カウンセリング）とも情報提供とも異なるニュアンスをもっており、「いま自分はどうかすればよいのだろうか」という、個別状況への依存性というべきニュアンスを特に含意しているように思われるからである。

なお、相談者が助言のもとになる問題定義を拒絶したり、その意味を取り違えたりするように作用する社会学的メカニズムは、いま述べたもののみにとどまらない。たとえば、弁護士がある契約が著しく不当だと述べるとき、その理由はその契約に対する法律的对処がきわめて困難であることを意味していることがあるが、相談者は弁護士が相談者自身の苦難に共感を表明しているものと理解する場合がある。ここでも、相談者と弁護士は、互いに異なる意味的背景のもとで、問題を定義しあっているといえるので

ある。

三、助言に求められるもの

— 社会的支持と確証 —

法律相談が「自主的対処が試行される状況」の中で行なわれるということが一般的に正しいならば、助言そのものの機能も、一般的にこの試行的状況の制約をうけるということになる。実際に、相談者は、単に専門的知識の中立的断片として助言を受け取るだけではなく、むしろそれ以上に、自己の対処行動への社会的支持ないし社会的承認の証しとしてそれを受け取る傾向がある。

相談担当弁護士は、しばしば、自己の助言が相談者によってどのように利用されるのか、誤解にもとづく行為や「弁護士による助言」としてそれを乱用しないだろうか、という点について懸念をもつようである。これは、上に述べた相談者の傾向を弁護士もある程度はつきりと感じ取るからだろうと思われる。この点について簡単に述べよう。

市民は、自主的対処についての一定の優先順位の制約に服しているという推測を前に述べておいた。この事情は、原則として、法律相談の結果として受け取るべき助言を市民が評価する際にも妥当と思われる。

私の観察した範囲でいうと、まず、多数の典型的な相談者は、訴訟を起こすというはつきりした決意はもっていないように思われる。これは、訴訟を起こすことが、その問題に対する対

処を主として弁護士に委ねることを意味し、したがって、相談者にとっては、自主的対処をあきらめるなどの重要な決断を含むものであるからだ、と推測できる。

この場合には、相談者自身による対処をより有効にするような、なんらかの助力が求められる傾向も見られる。たとえば、内容証明を書いってもらうこと、相手との直接交渉で主張できる法律的根拠を教えてもらうこと、自己の法律的確信を裏書きしてもらうことなどである。

また、法律相談の結果として、訴訟を起こす決意がなされることもある。その場合は、相談担当弁護士に依頼するという決定がともになされる傾向がみられるようにも思われる。

これらの心理的傾向は、相談者の観点から見ると、法律相談の結果として得られた情報から「これから、つぎに、自分限りで、どう対処できるか」という実践的問いに照らして解釈されるべきものとされていることを示すもののようになっている。法律相談は、来談から退出までの数十分の間のみ存在するプロセスではなく、その後の「自主的対処の試行」へと展望的にも開かれていくプロセスなのであるといえる。

四、まとめにかえて——研究課題——

法律相談は、弁護士による一方的な診断と助言以上のものであり、独自のイニシアティブを発揮しようとする「主体的な」相談者によっても作り上げられているものではないだろうか。本稿では、そのような観点から、より具体的に、

法律相談が「自主的対処を試行している状況」に埋め込まれて作用する法制度であることを強調した。法律相談における専門職としての助言のあり方もそのような構造の把握を基盤として考察していくことができるだろう（いくつかの側面については、前掲の『自由と正義』論文で触れておいた）。

本稿では、さらに、法律相談に訪れる市民の主体性がどのような考慮や関心から成り立っているのかを、データと推測を交えて記述しようとした（なお、法律相談を利用する市民像について、第四八回中国地方弁護士大会シンポジウム「これでいいのか法律相談——市民は『質』に満足しているか——」（中国地方弁護士会連合会『同・シンポジウム記録』、一九九四年一〇月）での私の報告でも触れているので、参照していただければ幸いである）。これらの点をより直接的に確かめるために、一方では、相談者が、法律相談に先立つ問題対処によって問題の定義をいかに構成していくか、他方では、相談者が、法律相談の後どのように自主的対処やその他の法的・非法的対処を試みていくか、そして法律相談の経験がその過程でどのような影響を与えているかなどを、相談場面や相談制度のみに関心を限定することなく、市民による自主的な問題対処という社会的に開かれた脈絡の中において、研究することが次の課題となろう。